

室蘭市ネーミングライツ基本方針

1 趣旨

この方針は、室蘭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の考え方を基礎として、ネーミングライツに係る応募資格、募集方法、応募者の選定方法等の基本的事項について定めます。

2 ネーミングライツとは

（1）概要

ネーミングライツは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）と本市との契約により、市有施設等に新たな名称（以下「新名称」という。）を付与する権利及びこれに付帯する諸権利を付与する代わりに、当該法人等からその対価等（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る方法です。市とネーミングライツ契約を締結する相手方を「スポンサー企業」と呼びます。

新名称は、市有施設等の通称として表示・使用されますが、条例等で定める当該市有施設等の本来の名称を変更するものではありません。

市議会議案等については、新名称ではなく条例上の本来の名称を使用することとします。

（2）導入の目的及び効果

ア 目的

ネーミングライツは、市有施設等の経済的価値を有効に活用し、市の新たな歳入確保と市有施設の効果的・効率的な管理運営を図るとともに、法人等がネーミングライツを通じて地域社会に貢献する機会を提供し、もって、民間資金等を活用した市民サービスの質の向上に資すること等を目的に実施します。

イ スポンサー企業にとってのメリット

市有施設等に企業名、商品名等の新名称を付けることにより、本市で開催されるイベント等を通じて、メディアへ露出することによる宣伝効果が期待されます。

また、市有施設等の管理運営に寄与することにより、地域の経済、観光、産業等の活性化に貢献でき、当該施設に付与された新名称を通じて、スポンサー企業のイメージアップにつながることを期待されます。

ウ 本市及び市民にとってのメリット

対象となる市有施設等の管理運営に資する安定的な財源確保が図られ、市民サービスの質の向上につながります。

3 新名称

(1) 新名称の原則

市民にとって、親しみやすく、わかりやすく、呼びやすい名称とします。

(2) 新名称の範囲

新名称の範囲は広告要綱第4条を準用することとし、同条中「広告」とあるのは「新名称」と、「掲載」とあるのは「付与」と読み替えます。

(3) 新名称の変更の禁止

市民の方々の混乱を避けるため、ネーミングライツの契約の期間内における新名称の変更は、原則としてできません。

(4) 既存の愛称

既に愛称がある市有施設にネーミングライツを導入する場合は、ネーミングライツに応募する法人等の判断により既存の愛称を新名称に取り入れることができます。

4 対象となる市有施設等

市有施設等のうち、広く市民等の利用に供される庁舎、学校、病院、歴史的建造物以外の施設設備であって、利用者数やメディアへの露出状況を踏まえ、スポンサー企業が一定の宣伝効果を期待できるスポーツ施設、教育・文化施設、都市公園等が対象となります。また、これらの条件を満たさない市有施設等についても、スポンサー企業・本市・市民のいずれにとっても一定のメリットが期待できると判断される場合にあっては、積極的に導入を検討します。なお、ネーミングライツの導入に当たり対象施設の特性に応じて必要がある場合は、公募開始前に関係団体等との意見交換やパブリックコメントを実施し、市民等の意見聴取を行います。

ネーミングライツ対象外施設

設置目的及び利用実態等に照らし、新名称を付与することがなじまないなどと判断される施設等についてはネーミングライツの対象外とします。

5 ネーミングライツに係る所掌事務

室蘭市ネーミングライツ基本方針、公募対象施設の選定及び室蘭市財産取得・処分審査委員会（以下、「委員会」という。）事務局を財産管理主管課が担当し、公募以降は財産管理主管課が施設所管課と協働して手続きを進めます。なお、公募対象施設の選定にあたって財産管理主管課は、施設所管課と協議のうえ決定します。

6 ネーミングライツの募集条件

(1) 募集期間

募集の開始から受付終了まで、周知等に十分な期間を確保できるよう配慮して、設定します。

(2) 応募資格

国税（消費税及び地方消費税）及び室蘭市税を滞納しておらず、本市のスポンサー企業としてふさわしい資力及び信用を備えている者とします。

（３）募集方法

原則として、本市において、対象とする市有施設等を選定した上で公募を行い、応募者から優先交渉できる者（以下「優先交渉権者」という。）を決定します。なお、当該公募については、本市ホームページへの掲載等の方法により公表します。ただし、法人等から、本市において公募の対象としていない市有施設等について、ネーミングライツの導入を図りたい旨の申出があった場合は、財産管理主管課において受け付けし、ネーミングライツの導入可否の検討を行います。

また、市有施設等の特性及び地域密着の観点から、市長が特に必要と認める場合は公募を行わず、法人等との交渉を行うことができます。

（４）契約期間

契約期間は、原則、３年から５年までの間とし、募集要項に記載して公表するものとします。当該契約期間の決定については、当該市有施設等ごとの特性や管理運営形態、応募者からの希望契約期間等を総合的に勘案したうえで決定します。

（５）ネーミングライツ料の目安となる額（希望価格または最低価格）

ネーミングライツの対象となる市有施設等の年間利用者数、他自治体における類似事例におけるネーミングライツ料の額等を参酌した上で、希望価格又は最低価格を設定し、募集要項にて公表します。

７ 優先交渉権者の選定方法

前記６（３）の応募者については、所管部長外複数の職員で構成する委員会において本市への貢献度や新名称、応募金額等を総合的に判断して優先交渉権者を選定します。ただし、応募金額が本市が希望するネーミングライツ料と比較して著しく低額であるとき又は加点項目審査において合計点が著しく低いときは、選定しない場合があります。

（１）審査の方法及び優先交渉権者の選定方法

区分	審査の方法
申込資格等審査	申請の形式的要件（要項に定める募集条件、応募資格その他の申込みの要件）を満たしているかどうかについて審査します。 要件を満たしていない場合は、失格とします。
コンプライアンス審査	委員会は、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置状況、社会的信用失墜につながる事件、事故等の履歴及び対応状況等について審査し、コンプライアンス違反のリスク評価を行います。 高リスクと判断した場合は失格とします。

加点点項目審査	<p>委員会の各委員は、(2)の審査項目について審査し、(3)の判断基準に基づき評価結果を点数化して、合計得点が最も高い応募者を1位とします。</p> <p>委員会は、1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者として選定します。</p> <p>1位とした委員の数が同数の場合は、各委員の得点の合計が最も高い応募者を選定します。</p> <p>合計得点が同数の場合は、応募金額が最も高い応募者を選定します。</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 加点点項目審査

区分	審査項目	配点	得点化の方法
応募者について	社会貢献活動の実績 ・取組の実績、効果等	10	<p>【審査項目 ~】</p> <p>審査の項目について(3)の判断基準により評価を行い、ランクに応じた係数を乗じて配点する。</p> <p>【審査項目】</p> <p>応募金額が最高のものを1位として15点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額で除して算出した率を15点に乗じて得た点数を付与する。(小数第1位を四捨五入)</p>
	経営の安定性 ・決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性等	10	
応募内容について	新名称 ・親しみやすさ、わかりやすさ、呼びやすさ等	15	
	応募金額 ・希望ネーミングライセンス料に照らした妥当性等	15	
合計		50	

応募金額の得点 = 15点 × 当該応募金額 / 最高応募金額

(算出例)

最高価格者：100万円

1位で得点は15点

次順位者：50万円

$15 \text{点} \times 50 \text{万円} / 100 \text{万円} = 7.5 \text{点}$

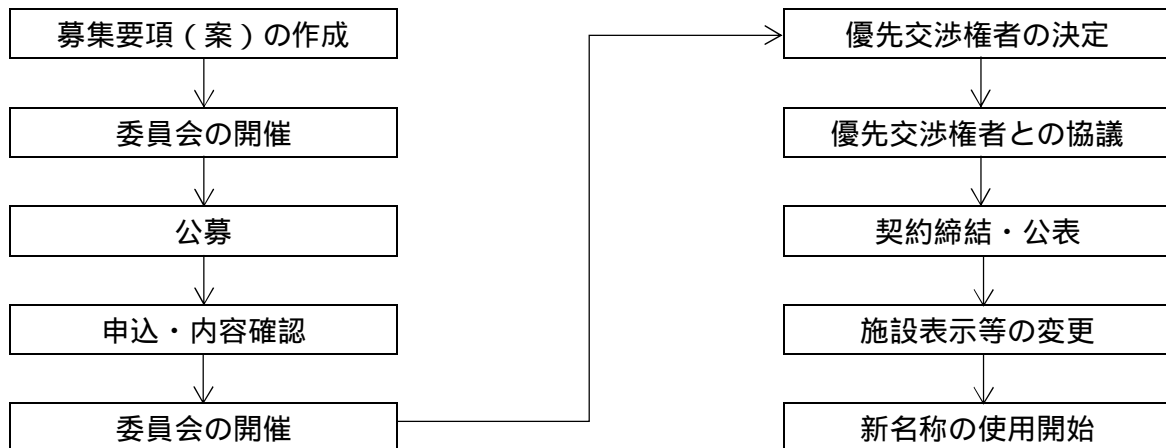
2位で得点は8点

(3) 得点化の判断基準

判断基準	評価	得点化率
当該審査項目の内容について非常に優れている。	A	配点 × 1.0
当該審査項目の内容について優れている。	B	配点 × 0.8
当該審査項目の内容についてやや優れている。	C	配点 × 0.6
当該審査項目の内容について標準的である。	D	配点 × 0.4
当該審査項目の内容についてやや劣っている。	E	配点 × 0.2
当該審査項目の内容について劣っている。	F	配点 × 0.0

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に文書で通知します。また、選定結果の公表は、優先交渉権者として選定された法人等の名称、新名称及び応募金額についてのみ市のホームページに掲載して公表することとし、これ以外の事項に関するお問い合わせには応じられません。



ネーミングライツの対象施設への導入についてパブリックコメント等を実施することがあります。

公募による募集手続きフロー図

8 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者は、本市との契約に係る協議が調い次第、ネーミングライツ契約を締結します。また、協議が不調となった場合は、応募者のうち次点順位の者を優先交渉権者とします。契約締結後、市は速やかにスポンサー企業の名称、当該市有施設の新名称、ネーミングライツ料、契約期間等を本市ホームページへの掲載等の方法により公表します。

9 ネーミングライツに係る費用負担等

新名称の表示に伴う市有施設等への看板の設置等に伴う費用及び契約終了に伴う当該市有施設等の原状回復に係る費用については、スポンサー企業が負担することを原則とします。また、屋外広告物の法令等に基づき必要となる手続きや、本市以外の行政機関等が設置管理する道路標識、案内表示等の変更に係る手続きについても、スポンサー企業がその費用を負担して行います。

10 契約保証金

スポンサー企業は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を納めてください。契約保証金の率は、契約金額につき100分の10以上とします。

契約保証金は、契約の履行後直ちに返還します。ただし、スポンサー企業が、契約の履行をしなかったときは、その契約保証金は、本市に帰属します。

1 1 優先交渉権者の決定の取消し又はネーミングライツ契約の解除

優先交渉権者として決定した後、次の各号のいずれかに該当することが事実として明らかとなった場合には、原則、優先交渉権者の決定を取り消します。スポンサー企業として決定した者についても、同様に明らかとなった場合には、ネーミングライツ契約を解除します。

(1) 前記 6 (2) の応募資格の要件を欠くこととなった場合

(2) 違法行為等によって社会的信用を失墜した場合

1 2 ネーミングライツ契約の満了及び更新

本市は契約満了の 3 か月前までに、当該市有施設等におけるネーミングライツの継続実施の可否を判断し、現スポンサー企業に通知を行います。この場合、新名称が頻繁に変更されることを避けるため、原則、現スポンサー企業を優先交渉権者とします。

また、スポンサー企業が更新を望まない場合には、契約満了の 2 か月前までに、本市に対してその旨を書面により通知します。

1 2 この方針の実施日

この方針は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から実施します。